

青森県報

第九百十八号

令和七年
五月二十六日
(月曜日)

目 次

告 示

○保安林の指定……………(林 政 課) ……一

○右 同……………(同) ……一

○右 同……………(同) ……二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二

公 告

○県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定……………(農村整備課) ……三

選挙管理委員会

○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び

保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホー

ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…(事 務 局) ……三

公安委員会

○青森県警察緊急配備指揮支援システム増設装置賃貸借契約
に係る一般競争入札……………(会 計 課) ……三

告 示

青森県告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和七年五月二十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 保安林の所在場所

下北郡東通村大字尻屋字八峠二の四一

二 保安林指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和七年五月二十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 保安林の所在場所

下北郡風間浦村大字易国間字ニタ川二の二・三三の三から三三の五まで・三三の一三・三三の八八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び風間浦村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和七年五月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 保安林の所在場所

下北郡風間浦村大字下風呂字滝ノ上六の二、字落ノ上一の一

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び風間浦村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第三百二十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和七年五月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡風間浦村大字易国間字家ノ上一六の四五 金田一 近只	風間浦第二区域 風間浦漁業協同組合の地区のうち、大字易国間の区域	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
下北郡風間浦村大字易国間字新町二五の八 岩谷 亮一	大間区域 大間漁業協同組合の地区	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
下北郡大間町大字大間字細間二三の三五 伊藤 広幸		

公 告

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、金左衛門地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（緊急防災工事））の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急防災工事計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この緊急防災工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、緊急防災工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和七年五月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

緊急防災工事計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年五月二十七日から同年六月十六日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十九号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように

改正する。

令和七年五月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

一の表中

芙蓉会病院

〃 大字雲谷字山吹九三の一

を

医療法人芙蓉会 こころのケアセンターふよう

〃 大字雲谷字山吹九三の一

に、

二の表中

特別養護老人ホームえんぶり物語

〇九 〃 大字河原木字見立山六の二

を

特別養護老人ホームリハビリパークえんぶり物語

〇九 〃 大字河原木字見立山六の二

に改める。

公安委員会

青森県警察緊急配備指揮支援システム増設装置貸借契約に係る一般競争入札次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和七年五月二十六日

青森県警察本部長 小野寺 健 一

一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における搬入、設定、保守、撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

県営金左衛門地区緊急防災工事計画書

（ため池等整備事業（緊急防災工事））

青 森 県

目

次

第 1 章	目 的	1
第 2 章	地域及び地積	1
第 1 節	地 域	1
第 2 節	地 積	1
第 3 章	現 況	2
第 1 節	気 象	2
1.	一 般 気 象	2
2.	特 殊 気 象	2
第 2 節	土 地 状 況	3
1.	地形、土壌及び浸食の程度	3
2.	土地利用の状況	4
3.	土地所有の状況	4
第 3 節	水 利 状 況	5
1.	用 水 状 況	5
2.	排 水 状 況	6
3.	河 川 状 況	6
4.	想定被害状況	7
第 4 節	道 路 現 況	7
1.	道 路 概 況	7
2.	主要道路一覧表	7
第 5 節	地域農業の概況	8
1.	産業別就業人口	8
2.	経営耕地広狭別農家数及び専兼別農家数	8
3.	動力農機具及び主要家畜頭数	8
4.	主要作物作付状況	8
5.	農 業 の 動 向	9
第 6 節	地域環境の概況	10
第 4 章	一 般 計 画	11
第 1 節	事業計画の要旨	11
1.	要 旨	11
2.	事業別面積	11

第 2 節	営農計画及び土地利用計画	11
1.	営農計画の概要	11
2.	土地利用区分	11
3.	作 付 方 式	12
4.	生 産 計 画	12
5.	労働改善計画	12
第 3 節	用 水 計 画	12
1.	計 画 基 準 年	12
2.	計画かんがい方式	12
3.	計画用水系統	12
4.	計画用水量	12
5.	水 源 計 画	12
第 4 節	排 水 計 画	13
1.	計画基準雨量	13
2.	計画排水方式	13
3.	計画排水系統	13
4.	計画排水量	13
5.	排 水 対 策	13
6.	たん水検討	13
第 5 節	道 路 計 画	14
1.	道 路	14
2.	路線配置図	14
第 6 節	洪水調節計画	14
1.	計画基準雨量	14
2.	計画洪水量及び調節量	14
3.	貯 水 池	14
4.	洪水調節検討	14
5.	管 理 計 画	14
第 7 節	農用地整備計画	15
1.	区 画 整 理	15
2.	暗 渠 排 水	15

3.	客 土	1 5
4.	農 地 保 全	1 5
第8節	老朽ため池改修計画	1 6
1.	洪水吐改修計画	1 6
2.	堤体補強計画	1 6
3.	取水施設改修計画	1 6
第 5 章	主要工事計画	1 6
第1節	用 水 施 設	1 6
1.	貯 水 池	1 6
2.	頭 首 工	1 6
3.	揚 水 機	1 7
4.	用 水 路	1 7
第2節	排 水 施 設	1 7
1.	排 水 水 門	1 7
2.	排 水 機	1 7
3.	排 水 路	1 7
4.	その他排水施設	1 7
第3節	道 路	1 7
1.	道路の総括表	1 7
2.	道路主要構造物	1 7
第4節	洪水調節施設	1 7
1.	貯 水 池	1 7
2.	頭首工及び導水路	1 7
第5節	農用地整備施設	1 8
1.	区 画 整 理	1 8
2.	暗 渠 排 水	1 8
3.	客 土	1 8
4.	除 礫	1 8
5.	農 地 保 全	1 8
第6節	老朽ため池改修施設	1 9
1.	貯 水 池	1 9
2.	堤体補強施設	1 9

第 6 章	附帯工事計画	1 9
第 7 章	工事の着手及び完了の予定時期	1 9
第 8 章	環境との調和への配慮	1 9
第 9 章	換地計画の概要	2 0
第1節	換地計画を作成する上での基本的な考え方	2 0
第2節	換地区の設定	2 0
1.	換地区の名称・所在・面積	2 0
2.	換地区を設定する理由	2 0
第3節	換地計画樹立の基本方針	2 0
1.	従前の土地の地積の基準	2 0
2.	用途別予定地積	2 0
3.	農用地集団化の方針	2 0
4.	非農用地換地の方法	2 0
第4節	土地の評価及び清算の方法	2 0
1.	評 価 の 方 法	2 0
2.	清 算 の 方 法	2 0
第5節	換地計画樹立の年度計画	2 0
第6節	換地処分の時期に関する特則	2 0
第10章	事業費の総額及び内訳	2 1
第11章	効 用	2 1
第12章	関連する事業	2 2
第13章	現況・計画図面	2 2

第 1 章 目 的

金左衛門溜池は、五所川原市の南部に位置し、流域面積1.35km²、受益面積21.4haの農業用ため池で、周囲は山林や農地で受益地の下流には宅地が広がっている。

本ため池は重要度区分AA種の防災重点農業用ため池であり、平成30年度及び令和2年度の詳細調査では、堤体のレベル1地震動に対する安定性は、上流側及び下流側ともに安全率1.2を下回る結果となったほか、レベル2地震動に対する安定計算においても滑動変位量が許容値を超過する結果となり、堤体が耐震性能を有していないことが判明した。さらに、現況洪水吐は、設計洪水量に対する流下能力が不足していることが判明した。

今後、地震や豪雨による施設の損壊により、下流の農地や施設等に甚大な被害が生じるおそれがあるため、早急にため池の地震・豪雨対策を実施し、防災機能の向上を図るものである。

第 2 章 地域及び地積

第 1 節 地 域

(第 1 表)

地 域
五所川原市、青森市

第 2 節 地 積

(令和 6 年 7 月現在) (第 2 表)

現状地目 市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	原 野 (ha)	山 林 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	備 考
五所川原市	12.2	—	—	—	—	12.2	土地登記簿面積
青森市	9.2	—	—	—	—	9.2	土地登記簿面積
計	21.4	—	—	—	—	21.4	

第 3 章 現 況

第 1 節 気 象

1. 一般気象

(第3表-1)

観測所名	五所川原観測所	かんがい期	非かんがい期	計又は平均	備 考
観測期間	平成26年～令和5年	5月～9月	10月～4月		
平均気温(℃)	20.2	4.8	11.3		
降水量	平均(mm)	534	806	1,340	
	基準年(mm)	-	-	-	
降水日数	平均(日)	46	119	165	
	基準年(日)	-	-	-	
根雪期間	12月15日～3月8日	84日間	五所川原観測所		
無霜期間	5月8日～10月15日	161日間			
最多風向	SE	最大風速 (風向)	16 m/s (WNW)	最多風向発生時期 9月～10月 最大風速発生年月日 平成28年4月17日	

2. 特殊気象

(第3表-2)

観測所名	第1位			第2位			第3位			第4位			第5位			備 考
五所川原観測所	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	
観測期間 昭和元年～令和5年																
最大日雨量(mm)	156	S43.8.11	1/120	149	R4.8.9	1/91	134	S56.8.22	1/50	120	S52.8.5	1/29	119	S10.8.21	1/28	
最大時間雨量(mm)	59	H26.9.10	—	37	H22.8.31	—	35	H29.9.10	—	34	H9.8.28	—	31	H25.8.19	—	
最大4時間雨量(mm)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
最大連続雨量(mm)	374	S6.1.1 ～ S6.2.21	1/85	326	S15.7.3 ～ S15.7.19	1/43	315	S10.8.21 ～ S10.8.30	1/36	290	S14.1.1 ～ S14.1.25	1/25	289	S31.11.26 ～ S31.12.28	1/24	
最大連続干天日数(日)	44	S3.7.28 ～ S3.9.9	1/60	44	H1.5.3 ～ H1.6.15	1/60	43	H12.5.15 ～ H12.6.26	1/49	41	S26.7.22 ～ S26.8.31	1/35	40	S51.6.27 ～ S51.8.5	1/29	

第2節 土地状況

1. 地形、土壌及び浸食の程度

(第4表-1-1)

地 目	田						畑						受益地標高 (m)		備 考
傾斜区分	1/1,000 未満	1/1,000 ～ 1/100	1/100 ～ 1/20	1/20 ～ 1/11.5	1/11.5 以上	計	3° 未満	3° ～ 8°	8° ～ 15°	15° ～ 20°	20° 以上	計	最高	最低	
面 積 (ha)	—	—	21.4	—	—	21.4	—	—	—	—	—	—	51.4	36.2	
比 率 (%)	—	—	100	—	—	100.0	—	—	—	—	—	—			

(第4表-1-2)

項目 土壌統 (区)名	土 壤 統 (区) 区 分 一 覧 表						面 積 (ha)	備 考	
	土 壤 断 面								
	色	腐 植	礫 層	土 性					泥炭層黒泥層 及びグライ層
				表 土	下 層 土				
			一 層	二 層	三 層				
久吉統 黒色土壌 壤土火山腐植型	N2 …表土	すこぶる富む …表土	なし	黒LiC	黒CL	黄褐色 FSL	なし	21.4	
	N2 …下層土	すこぶる富む …下層土							

2. 土地利用の状況

(令和6年7月現在) (第4表-2)

市町村名	土地利用 区分	耕 地						原 野 (ha)	山 林 (ha)	そ の 他 (ha)	計 (ha)	備 考	
		水 田 (ha)	畑										小 計 (ha)
			普 通 畑 (ha)	果 樹 園 (ha)	牧 草 地 (ha)	茶 園 (ha)	そ の 他 (ha)						
五所川原市		12.2	—	—	—	—	—	12.2	—	—	—	12.2	
青森市		9.2	—	—	—	—	—	9.2	—	—	—	9.2	
計		21.4	—	—	—	—	—	21.4	—	—	—	21.4	

3. 土地所有の状況 省略

第3節 水利状況

1. 用水状況

本地区の用水は、金左衛門溜池から取水し、用水路により導水してかんがいしている。

(1) 用水系統

該当なし

(2) 用水施設

(ア) 取水方法一覧表

(第5表-1)

	かんがい面積						計		水利権		慣行水利権		延取水量	備考
	500ha 以上		500～100ha		100ha 未満									
	箇所	ha	箇所	ha	箇所	ha	箇所	ha	箇所	m³/s	箇所	m³/s	m³/s	
貯水池	-	-	-	-	1	21.4	1	21.4	-	-	-	-	-	
井堰	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自然取水口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
揚水機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(イ) 改修を要する施設一覧表

(第5表-2)

項目 施設名	施設名 又は箇所数	受益面積 (ha)	構造	規模	新設年 又は更新年	改修を必要 とする理由	備考
貯水池	金左衛門溜池	21.4	均一型フィルダム	堤高：5.0m 堤長：300m 貯水量：100.5千m ³	昭和49年	耐震性能の低下及び洪水吐の流下能力不足	
井堰	-	-	-	-	-	-	
自然取水口	-	-	-	-	-	-	
揚水機	-	-	-	-	-	-	
用水路	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	

(3) 用水に関する被害状況

(ア) 用水不足による被害状況
該当なし

(イ) その他の被害状況
該当なし

2. 排水状況

(1) 排水系統
該当なし

(2) 排水施設

(ア) 排水方法一覧表
該当なし

(イ) 改修を要する施設の一覧表
該当なし

(3) 排水に関する被害状況
該当なし

3. 河川状況

(1) 河川状況
該当なし

(2) 洪水に関する被害状況
該当なし

4. 想定被害状況

(第5表-9)

想 定 被 害 面 積 (ha)				想 定 被 害 額 (千円)						備 考
田	畑	その他	計	作 物	農 地	農業用 施 設	公 共 施 設	家 屋 その他	計	
25.0	—	—	25.0	17,193	0	467,052	—	352,046	836,291	

第4節 道路現況

1. 道路概況 該当なし

2. 主要道路一覧表 該当なし

第 5 節 地域農業の概況

1. 産業別就業人口
省略

2. 経営耕地広狭別農家数及び専兼別農家数
省略

3. 動力農機具及び主要家畜頭数
省略

4. 主要作物作付状況 農林水産省HP>統計情報>農業生産に関する統計>作物統計>面積調査>市町村別データ>令和5年(e-Stat)>耕地面積>青森県

(第7表-4)

市 町 村 名		五所川原市		青森市		作付率		備考
総耕地面積 (ha)		9,260.0		8,350.0				
区 分 作 物 名		作付面積 (ha)	単位面積 当たり収量 (kg/10a)	作付面積 (ha)	単位面積 当たり収量 (kg/10a)	(%)		
						五所川原市	青森市	
田	水稻	4,400.0	630	3,240.0	597	63.1	66.0	本地面積全体 (五所川原市) 8,990.0 ha
	小計	4,400.0		3,240.0		63.1	66.0	
畑	小麦	145.0	283	－	－	7.2	－	田 6,970.0 ha 畑 2,020.0 ha
	大豆	518.0	68	－	－	25.6	－	
	そば	68.0	12	277.0	5	3.4	8.7	
	その他作物（トマト他）	3,859.0	－	4,573.0	－	191.0	143.8	
	小計	4,590.0		4,850.0		227.2	152.5	
計		8,990.0		8,090.0		100.0	100.0	本地面積全体 (青森市) 8,090.0 ha
市町村別延べ作付率 (%)		100		100				田 4,910.0 ha 畑 3,180.0 ha

5. 農業の動向

R2は、農林水産省HP（ホーム＞組織・政策＞統計情報＞農林業センサス＞2020年農林業センサス＞2020年農林業センサス報告書＞第1巻 都道府県別統計書（全47冊））内のデータによる。

（第7表－5）

区分	項目	農 家			土 地			主 要 作 物			大 家 畜			動 力 農 機 具			地域指定等	備 考
			B	A		B	A	作 物 名	B	A	家 畜 名	B	A	農 機 具 名	B	A		
変化の状況	(C年を100とする指数)	総農家数	81	64	耕 地	91	86	水 稻	96	90	乳 用 牛			農 用 トラクター	85	-	下表参照	A:令和2年 (2020年世界農 林業センサス) B:平成27年 (2015年世界農 林業センサス) C:平成22年 (2010年世界農 林業センサス)
			74	55		90	85		97	95					73	-		
		専 業 農 家 数	98	-	田	97	91	小 麦	38	24	肉 用 牛			コンバイン	82	-		
			97	-		92	90		-	-					75	-		
		第 一 種 兼 業 農 家 数	75	-	畑	50	56	大 豆	99	83	豚			動力田植機	83	-		
			63	-		62	57		29	43					69	-		
		第 二 種 兼 業 農 家 数	71	-	樹 園 地	93	81	そ の 他 物 作	115	118				乗用型スチード スフレイヤー	-	-		
			66	-		85	74		100	98								
		農 業 従 事 者 数	77	59	草 地	31	36											
			69	47		170	98											
変 化 の 理 由		農家人口の他産業への流動			農地転用等			米作から畑作へ転換						農業機械の大型化				

注) 上段：五所川原市、下段：青森市

地域指定

	農業振興地域	野菜指定産地	果樹濃密生産団地	酪農・肉用牛	山村振興地域	過疎地域
五所川原市	H27	H4(夏秋トマト) H11(ばれいしょ) H27(夏ねぎ) H27(秋冬ねぎ)	H2	R3	S47	H12
青森市	S46	H3(夏秋トマト) H9(夏秋ピーマン)	H2	-	S47	-

第 6 節 地域環境の概況

本地域は津軽半島の根幹部に位置する五所川原市の南部、県の中央部に位置する青森市の西部に跨がる場所に位置する。

五所川原市側は、東から西に向かって概ね山地、丘陵地、台地、低地の順で続いている。東は中山山脈に、西は日本海・十三湖に注ぐ岩木川を挟んでつがる市と接している。東部の山林丘陵から中西部の平坦地、河川流域などの自然特性を有しており、湖やため池など、水辺環境も数多く存在し、うるおい資源として地域の個性を創出している。

青森市側は、八甲田山麓から北の海辺に広がる青森平野と、平野を囲む形で東部に東岳、南部に八甲田連峰、西部梵珠山系の大釈迦丘陵地に津軽平野に面した南東部平野がある。青森市内には八甲田連峰の湿地も含めて124の池沼があり、野木和湖や平成湖などがある。重要な水瓶である市内のため池は、昆虫・魚類・渡り鳥の貴重な生息地となっている。

なお、本地域においては、特に配慮すべき貴重な動植物は確認されていない。

第 4 章 一般計画

第 1 節 事業計画の要旨

1. 要 旨

金左衛門溜池は、詳細調査における安定計算の結果、堤体が耐震性能を有していないことが判明した。さらに、現況洪水吐は、設計洪水量に対する流下能力が不足していることが判明しており、今後の地震及び豪雨による施設の損壊により、下流の農地や施設等に甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、本事業により堤体法先の地盤改良や改良土盛土等を行うことで耐震性を向上させるとともに、緊急放流施設の整備や洪水吐の改修を行うことで、防災機能の向上を図るものである。

2. 事業別面積

(第8表)

土地利用区分 事業目的	水 田 (ha)	畑						計 (ha)	備 考
		普通 畑 (ha)	果 樹 園 (ha)	牧 草 地 (ha)	茶 園 (ha)	そ の 他 (ha)	小 計 (ha)		
地震豪雨対策	21.4	-	-	-	-	-	-	21.4	

第 2 節 営農計画及び土地利用計画

1. 営農計画の概要

本事業の実施により災害を未然に防止し、農業経営の安定を図る。

2. 土地利用区分

(第9表-1)

土地利用区分 区 分	水 田 (ha)	畑					小 計 (ha)	原 野 (ha)	山 林 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	備 考
		普通畑 (ha)	牧草地 (ha)	果樹園 (ha)	茶 園 (ha)	その他 (ha)						
現 況 ・ 計 画	21.4	-	-	-	-	-	21.4	-	-	-	21.4	

3. 作付方式 該当なし

4. 生産計画 該当なし

5. 労働改善計画 該当なし

第 3 節 用水計画

1. 計画基準年 該当なし

2. 計画かんがい方式 該当なし

3. 計画用水系統 該当なし

4. 計画用水量 該当なし

 (1) かんがい用水
 該当なし

 (2) 営農飲雑用水
 該当なし

5. 水源計画

 (1) 水利用計画
 該当なし

 (2) 用水対策

 (ア) 貯水池
 該当なし

 (イ) 井堰及び自然取水口
 該当なし

(ウ) 揚水機
該当なし

(エ) 用水路
該当なし

(オ) その他の水源施設
該当なし

(3) 水温水質
該当なし

第 4 節 排水計画

1. 計画基準雨量 該当なし

2. 計画排水方式 該当なし

3. 計画排水系統 該当なし

4. 計画排水量 該当なし

5. 排水対策

(1) 排水水門
該当なし

(2) 排水機
該当なし

(3) 排水路
該当なし

(4) その他
該当なし

6. たん水検討 該当なし

第 5 節 道路計画

- 1. 道 路 該当なし
- 2. 路線配置図 該当なし

第 6 節 洪水調節計画

- 1. 計画基準雨量 該当なし
- 2. 計画洪水量及び調節量 該当なし
- 3. 貯水池 該当なし
- 4. 洪水調節検討
 - (1) 河川改修計画との関係
該当なし
 - (2) 洪水施設が下流に及ぼす影響
該当なし
 - (3) 計画基準雨量以外の降雨についての検討
該当なし
- 5. 管理計画
 - (1) 管理機構
該当なし
 - (2) ダム管理操作上の各種基準
該当なし
 - (3) 洪水調節要領
該当なし

第 7 節 農用地整備計画

1. 区画整理

(1) 区画の形状
該当なし

(2) 表土扱い
該当なし

(3) 末端道水路配置図
該当なし

2. 暗渠排水

(1) 暗渠排水
該当なし

(2) 心土破碎
該当なし

3. 客土 該当なし

4. 農地保全

(1) 防災林
該当なし

(2) 排水工
該当なし

(3) 浸食（崩壊）防止工
該当なし

第 8 節 老朽ため池改修計画

1. 洪水吐改修計画

(1) 計画基準雨量

計画基準雨量	既往最大日雨量	156.0 mm/day
	既往最大時間雨量	59.0 mm/hr

(2) 計画洪水量

計画根拠

(久野・石黒式 (C項流量))

洪水到達時間 81.00 min

$$\begin{aligned} r_e &= (t_p / (C \times A^{0.22}))^{-(1/0.35)} \\ &= (81.00 / (243 \times 1.35^{0.22}))^{-(1/0.35)} \\ &= 27.825 \text{ mm/hr} \end{aligned}$$

流域面積 $A = 1.35 \text{ km}^2$

流出係数 $f_p = 0.63$

時間到達係数 $C = 243$

計画洪水量

12.521 m³/s

計算式

$$\begin{aligned} Q &= 1/3.6 \times r_e \times A \times 1.2 \quad (\text{貯留効果なし}) \\ &= 1/3.6 \times 27.825 \times 1.35 \times 1.2 \\ &= 12.521 \text{ m}^3/\text{s} \end{aligned}$$

2. 堤体補強計画

堤体法先に地盤改良を行うほか、上流側に改良土盛土、下流側に積ブロックを設置し、耐震性を向上させる。
また、上流側をブロックマットにより法面保護する。

3. 取水施設改修計画

型式は斜樋及び底樋とし、緊急放流施設と兼用する。

第 5 章 主要工事計画

第 1 節 用水施設

1. 貯水池 該当なし

2. 頭首工 該当なし

3. 揚水機 該当なし

4. 用水路 該当なし

第 2 節 排水施設

1. 排水水門 該当なし

2. 排水機 該当なし

3. 排水路 該当なし

4. その他排水施設 該当なし

第 3 節 道 路

1. 道路の総括表 該当なし

2. 道路主要構造物 該当なし

第 4 節 洪水調節施設

1. 貯水池 該当なし

2. 頭首工及び導水路

(1) 頭首工
該当なし

(2) 導水路
該当なし

第 5 節 農用地整備施設

1. 区画整理 該当なし

2. 暗渠排水

(1) 暗渠排水
該当なし

(2) 心土破碎
該当なし

3. 客 土 該当なし

4. 除 礫 該当なし

5. 農地保全

(1) 防風林
該当なし

(2) 排水路
該当なし

(3) 浸食防止工
該当なし

第 6 節 老朽ため池改修施設

1. 貯水池

(第 20 表)

名 称	金 左 衛 門 溜 池				位 置	五所川原市大字前田野目字桜ヶ峰地内ほか		
堤 体	形 式	流域面積 (km ²)	堤 高 (m)	堤 長 (m)	堤体積 (千 m ³)	堤 頂 幅 (m)	貯水量 (千 m ³)	備考
	均一型	1.35	5.0	300.0	27.7	6.0	100.5	
洪水吐	形 式	洪水量 (m ³ /s)	規 模 (m)		取水施設	形 式	取水量 (m ³ /s)	備考
	正面越流型	12.5	B9.2×H2.1			斜樋・底樋	0.08	

2. 堤体補強施設

(1) 法面保護施設

堤体上流側をブロックマットにより法面保護する。

(2) 漏水防止工

該当なし

第 6 章 附帯工事計画

該当なし

第 7 章 工事の着手及び完了の予定時期

着 手 令和 7 年度

完了予定 令和 12 年度

第 8 章 環境との調和への配慮

現地調査及び聞取調査の結果、希少な動植物の生息は確認されなかったが、施工区域内で希少な動植物を発見した場合は、影響のない場所に移動又は移植し保護に努めるとともに、堤体法面に既存の盛土材を流用することで在来植物の定着を促進するよう努める。

第 9 章 換地計画の概要

第 1 節 換地計画を作成する上での基本的な考え方
該当なし

第 2 節 換地区の設定

1. 換地区の名称・所在・面積 該当なし

2. 換地区を設定する理由 該当なし

第 3 節 換地計画樹立の基本方針

1. 従前の土地の地積の基準 該当なし

2. 用途別予定地積 該当なし

3. 農用地集団化の方針 該当なし

4. 非農用地換地の方法 該当なし

第 4 節 土地の評価及び清算の方法

1. 評価の方法 該当なし

2. 清算の方法 該当なし

第 5 節 換地計画樹立の年度計画
該当なし

第 6 節 換地処分の特則に関する特則
該当なし

第 1 0 章 事業費の総額及び内訳

(第 2 2 表)

区 分		事業費 (千円)	備 考
工 事 費 測 量 設 計 費 用 地 費 及 び 補 償 費 事 務 的 経 費 計 関連事業 (参考) 計	工 事 費	481,000	令和 6 年度単価
	測 量 設 計 費	79,000	
	用 地 費 及 び 補 償 費	4,000	
	事 務 的 経 費	28,200	
	計	592,200	
	計		

第 1 1 章 効 用

(第 2 3 表)

区分	項目	年総効果(便益)額 (千円)	年増加農業所得額 (千円)	備 考
作物生産効果		3,980	—	食料の安定供給の確保に関する効果
営農経費節減効果		△ 2,136	—	食料の安定供給の確保に関する効果
維持管理費節減効果		△ 931	6	食料の安定供給の確保に関する効果
災害防止効果(農業)		21,002	—	農業の持続的発展に関する効果
災害防止効果(一般)		15,631	—	農村の振興に関する効果
国産農産物安定供給効果		3,343	—	その他の効果
計		40,889	6	令和 6 年度単価

< 参 考 >

総 費 用 : 591,381 千円
 総 便 益 額 : 854,070 千円
 総費用総便益比 : 1.44

第 1 2 章 関連する事業
該当なし

第 1 3 章 現況・計画図面

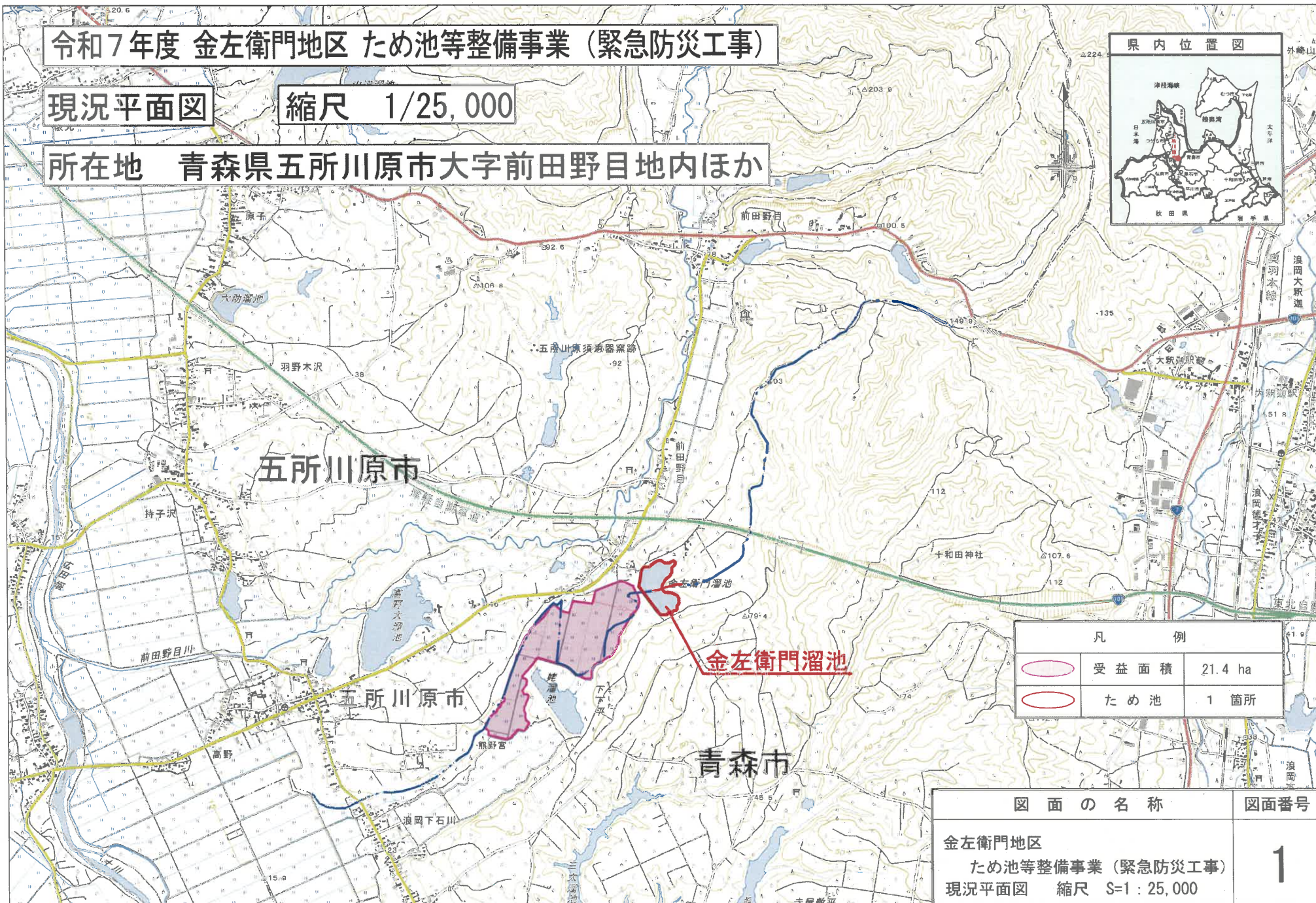
- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 現況平面図 | 別 添 |
| 2. 計画平面図 | 別 添 |
| 3. 主要構造図 | 別 添 |

令和7年度 金左衛門地区 ため池等整備事業（緊急防災工事）

現況平面図

縮尺 1/25,000

所在地 青森県五所川原市大字前田野目地内ほか



凡 例		
	受益面積	21.4 ha
	ため池	1箇所

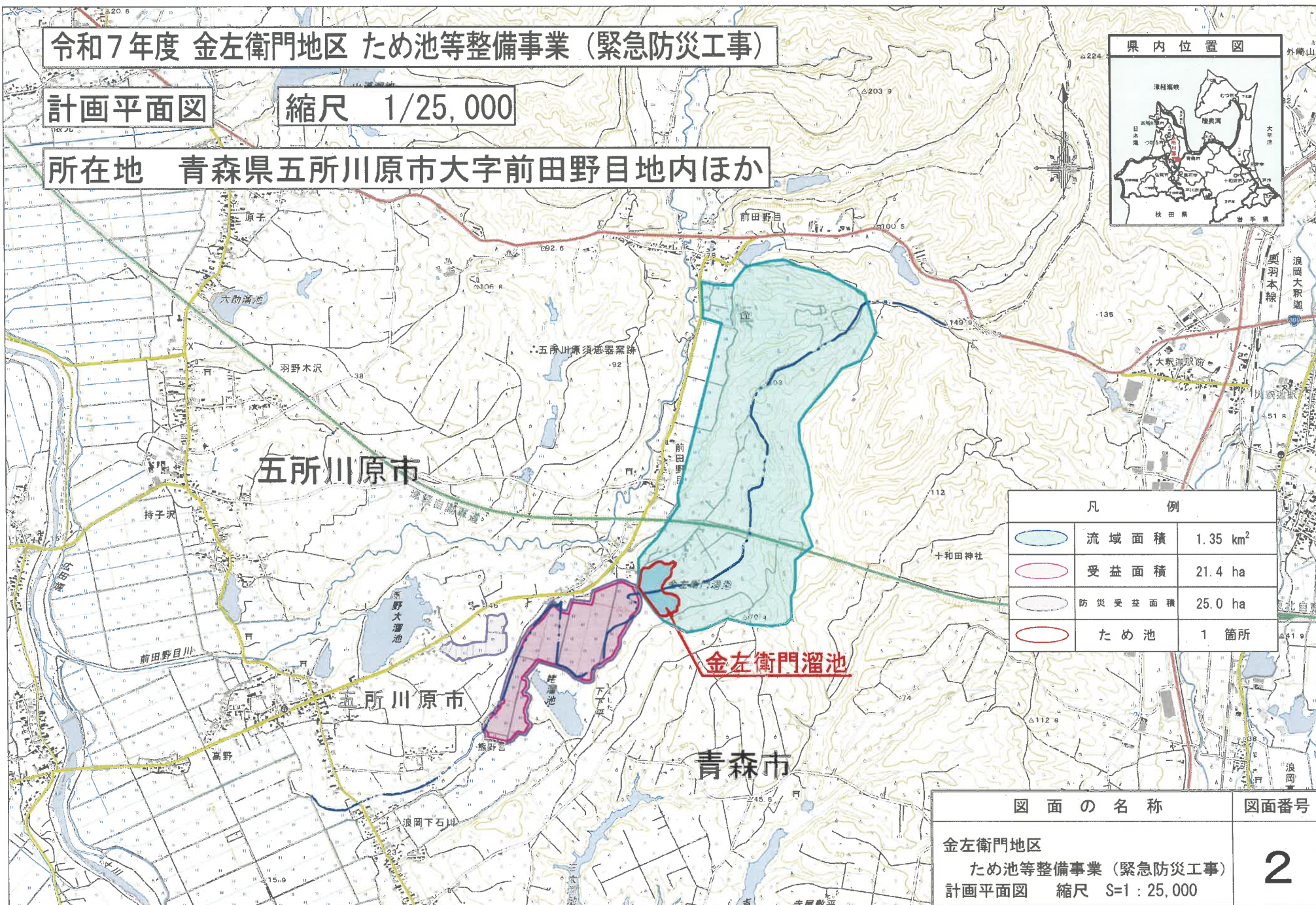
図面の名称	図面番号
金左衛門地区 ため池等整備事業（緊急防災工事） 現況平面図 縮尺 S=1 : 25,000	1

令和7年度 金左衛門地区 ため池等整備事業（緊急防災工事）

計画平面図

縮尺 1/25,000

所在地 青森県五所川原市大字前田野目地内ほか



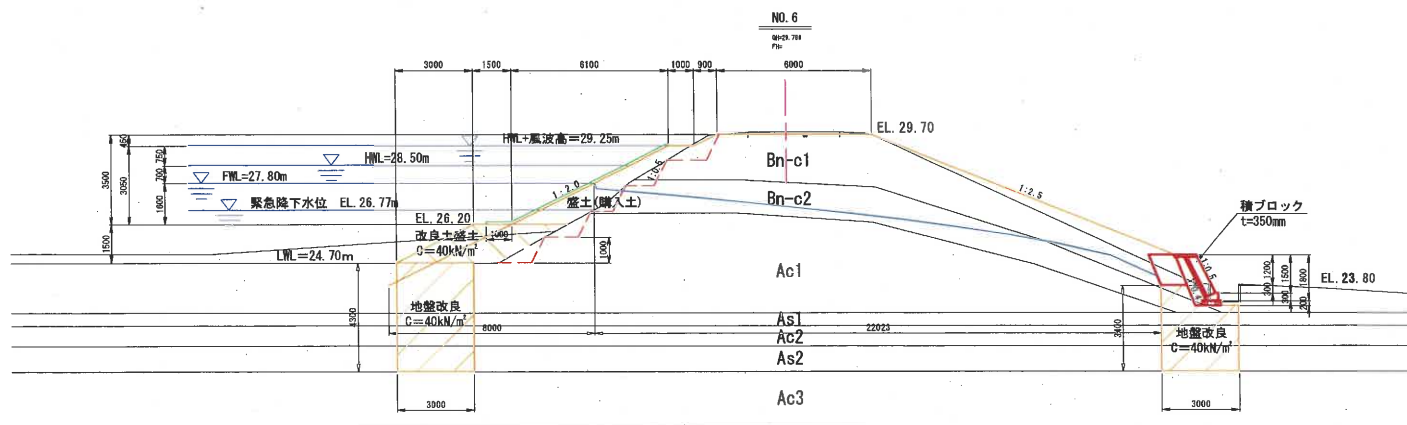
凡 例		
	流域面積	1.35 km ²
	受益面積	21.4 ha
	防災受益面積	25.0 ha
	ため池	1箇所

図面の名称	図面番号
金左衛門地区 ため池等整備事業（緊急防災工事） 計画平面図 縮尺 S=1 : 25,000	2

主要構造図

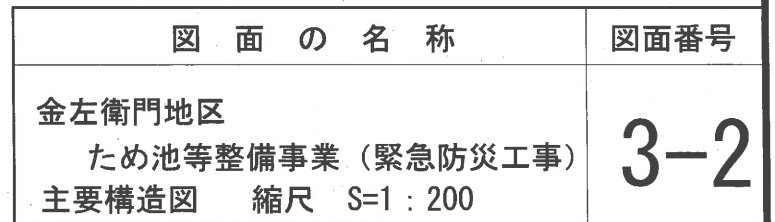
標準断面図①

DL=20.000



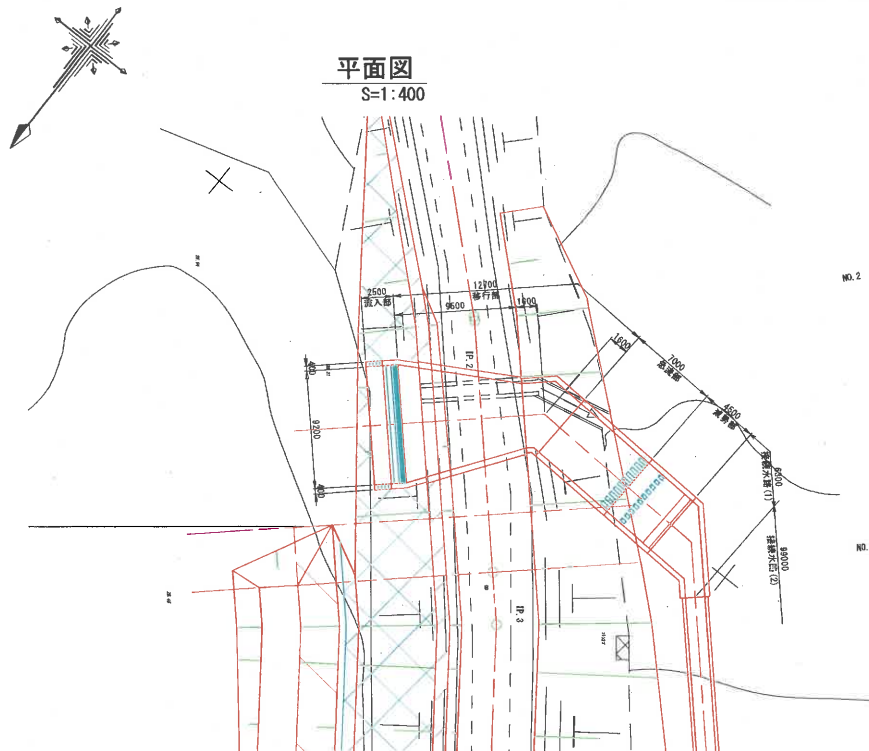
図面の名称	図面番号
金左衛門地区 ため池等整備事業（緊急防災工事） 主要構造図 縮尺 S=1:200	3-1

標準断面図②

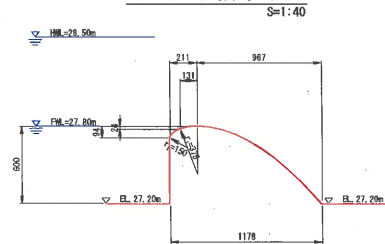


主要構造図

洪水吐工計画一般図

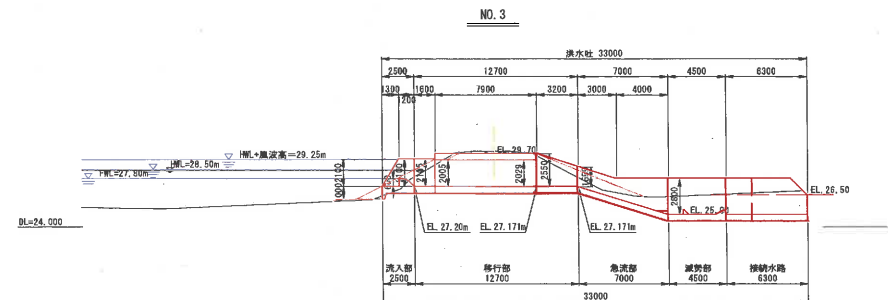


越流堰詳細図



縦断面

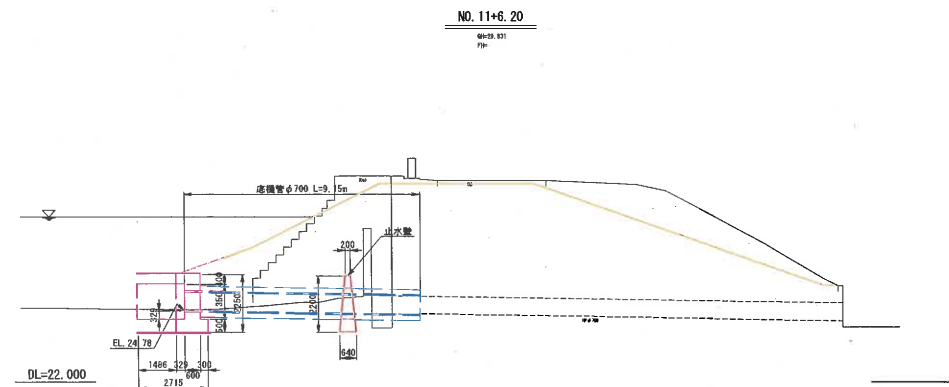
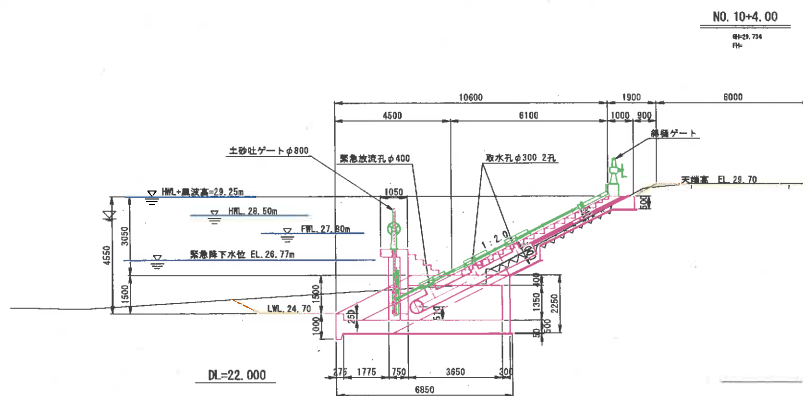
S=1:400



図面の名称	図面番号
金左衛門地区 ため池等整備事業（緊急防災工事） 主要構造図 縮尺 S=1:400	3-3

主要構造図

取水施設工計画一般図



図面の名称	図面番号
金左衛門地区 ため池等整備事業（緊急防災工事） 主要構造図 縮尺 S=1:200	3-4

予定管理方法等を記載した書面

(ため池等整備事業（緊急防災工事）)

県 名 : 青 森 県
地 区 名 : 金 左 衛 門
所 在 地 : 五所川原市・青森市
事業主体 : 青 森 県

県営金左衛門地区ため池等整備事業（緊急防災工事）によって造成された
施設の予定管理方法

1 管理者

本事業によって造成される下記の施設は、五所川原市が管理する。

2 管理すべき施設の種類

堤体	一式（均一型）
洪水吐	一式（正面越流型）
取水施設	一式（斜樋型）

3 管理に要する費用の概算及び負担の方法

（1）概算の費用

108 千円／年

（2）負担の方法

五所川原市が負担する。

事業費の負担区分の予定及び 地元負担の予定基準を記載した書面

(ため池等整備事業（緊急防災工事）)

県 名 : 青 森 県
地 区 名 : 金 左 衛 門
所 在 地 : 五所川原市・青森市
事業主体 : 青 森 県

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を記載した書面

1 事業費の負担区分

区 分		事業費	負 担 予 定			
			国	県	市町村	受益者
工 事 費	負担予定率 (%)	100.0	55.0	34.0	11.0	-
	負担予定額 (千円)	564,000	310,200	191,760	62,040	-
事務的経費	負担予定率 (%)	100.0	-	100.0	-	-
	負担予定額 (千円)	28,200	-	28,200	-	-
合 計	負担予定額 (千円)	592,200	310,200	219,960	62,040	-

2 地元負担金の負担方法

(1) 市町村負担金の負担方法

市町村負担金は、土地改良法第91条第6項の規定に基づき、五所川原市及び青森市が負担する。

(2) 受益者分担金の負担方法

なし